

令和7年度地域協働道ぶしんクリーン事業の注意事項

小諸市建設課

1 申請について

地域協働道ぶしんクリーン事業（以下、「本事業」という。）の申請は、「道ぶしんクリーン事業事前協議書兼奨励金交付申請書」（以下、「申請書」という。）を次の要領で建設課へ提出してください。申請は郵送またはメールでも受け付けております。（押印は不要です）

① 申請日

令和7年度の実施分は、令和7年2月17日（月）から受付を開始します。

申請は実施日の前月の10日までに必ず行ってください。パッカー車の利用等、事前にご連絡いただかないと対応できない項目があります。

例：5月実施予定の場合、4月10日までに申請書提出

年間行事予定表等で日程が決まっている場合は、まとめて申請書を提出していただいても構いません。

提出時に申請書の控えが必要な場合は、その旨申し出をお願いします。

② 連絡先

本事業実施日にご連絡させていただく場合がございますので、日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。（携帯電話など）

また、申請後に連絡先のご担当者が変更となった場合は必ずご連絡ください。

③ 作業内容の選択

道ぶしん（草刈、土砂あげ等）と清掃活動（区内清掃活動、ごみ拾い）のどちらかを各団体の活動に沿って選択してください。（同一路線で同一日の両方選択はできません。）ただし、清掃活動の奨励金交付回数は年度内で上限5回となります。

④ 路線

申請書には路線名を記載することになっていますが、「別紙参照」とし、添付資料の地図に路線がわかるように延長を書いていただいても構いません。

⑤ パッカー車の予約

本事業により出たごみは、以下の方法によって回収が可能です。

○当日回収

事業実施日当日に収集します。

通常の収集日以外の収集となりますのでパッカー車の予約が必要です。

ゴミが少量の場合は「後日回収」でご協力ください。

日曜日の予約可能日は以下のとおりとなります。

4月6日、4月20日

5月11日、5月18日、5月25日

6月1日、6月15日

7月6日、7月20日

8月3日、8月17日

9月7日、9月28日

10月5日、10月19日

11月9日、11月16日、11月30日

時間帯は、焼却施設へ搬入する都合により午前8時～10時30分とします。それ以外の時間帯の場合は後日回収となります。

また、収集時間は作業状況により多少前後することもありますのであらかじめご了承ください。

○後日回収

ゴミが少量の場合は、区内清掃用の袋に入れてごみ収集カレンダー通り各収集場で通常の収集日に収集します。

ゴミ袋の量が20袋を超える場合はパッカー車の予約をお願いします。パッカー車を予約し、予約枠の空欄に後日回収とご記入ください。

⑥ 土砂捨て場の使用

パッカー車と同様に、使用申請が必要です。使用希望がある場合にはご記入ください。場所については、別紙地図「道ぶしん土砂捨て場」をご確認ください。

⑦ ダンプ車の予約

ダンプ車の予約も同時に行うことができます。

ただし、台数に限りがあるため実施日の重複等で貸出しできない場合は各自の負担でご用意いただくこととなりますのでご了承ください。また、運転者の車の運転免許証を確認させていただきます。(コピーの提出)

⑧ 添付書類

申請の際には、実延長と実施箇所を赤線等で示した地図を必ず添付してください。
地図の指定はありませんのでインターネット等で取得した地図でも構いません。

2 報告について

本事業の報告は、「道ぶしんクリーン事業実施報告書」（以下、「報告書」という。）を次の要領で提出をお願いします。

① 作業内容、路線及び延長

事前申請の内容と同様であれば、その内容をご記入ください。

作業延長等が申請時から変更になった場合は、地図等に示して提出してください。

② 添付書類

報告書には活動報告の審査をするため以下のような写真の添付が必要です。

写真はデジカメ等の写真を印刷したもので構いません。一枚ずつの写真の場合はコピー用紙等に貼り付けてご提出ください。

当日、職員が現地にて立ち会うこともありますのでご承知おきください。

○道ぶしん

作業前後の比較写真を延長距離に応じておよそ **500m 毎に撮影**した写真をご提出ください。
・作業前 ・作業後 ・作業状況（数枚）

実施前後の写真は活動の成果が分かるように、なるべく同じ場所での撮影をお願いします。

○清掃活動

作業状況及び、回収したごみやゴミの総量がわかる写真の撮影をお願いします。

・作業状況（数枚） ・ゴミの量（数枚）

③ 報告書の提出の目安

作業終了後、報告書の**提出期限は遅くとも1か月後**を目安としてください。

3月実施の場合は速やかに提出してください。

報告は郵送またはメールでも受付しております。（押印は不要）

④ 作業中止の場合の報告

パッカー車の予約をしている団体は、悪天候等で危険防止のため作業を中止する場合は、

2日前の金曜日の17:00までに市役所 建設課 維持係までご連絡ください。

(22-1700 内線 2231)

上記以外で都合により作業を中止した場合は、後日、電話により連絡をお願いします。

3 奨励金について

報告書の審査後、実施日ごとの請求書をお送りします。口座番号、名義人等の必要事項を記入し押印の上、提出をお願いいたします。提出は郵送でも受け付けております。

訂正がある場合は訂正箇所にも二重線を引き、その上に訂正印を押してください。

4 作業中の事故等について

本事業中に発生した事故等の責任につきましては、すべて申請団体での対応となりますのでご注意ください。また、貸出車等による車両事故につきましても同様の対応となりますので短期保険の加入などをご検討ください。

5 押印について

申請書、報告書については押印不要ですが、請求書については押印をお願いします。

また、申請書及び報告書については電子メールでも提出可能です。

	押 印	提出方法
申 請 書	×	郵送またはメール可能
報 告 書	×	郵送またはメール可能
請 求 書	○	郵送可能

6 申請書、報告書の様式について

小諸市ホームページに様式がありますので、ダウンロードしてお使いいただけます。

浅間山麓の豊かな自然と歴史・文化が醸し出す「小諸の景観」を未来に！

小諸市は景観まちづくりに取り組んでいます。